

## 序章 人口政策としての少子化対策

大淵 寛

### はじめに

日本はいま、本格的な人口減少時代に突入している。年少人口割合は世界一少なく、老年人口割合は世界一高い。未婚率は急騰し、晩婚化・非婚化は留まることなく進んでいる。このいわゆる少子高齢化が長期にわたって持続すれば、日本の経済社会が崩壊の一途をたどるであろうことは疑う余地がない。その脈絡をまず明らかにした上で、事態を根幹から是正する方策を考えていきたい。

### 1 人口減少の原因と見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）による最新の将来推計人口（2007年3月）中位推計（出生・死亡ともに中位の仮定）によれば、日本の総人口は2007年の1億2777万をピークとして減少し始め、2046年に1億を割り、2055年には8993万になる。21世紀後半も人口減少が継続し、2097年には5000万を割り込み、2105年には4459万に落ち込む（図1）。年少（0～14歳）人口割合と生産年齢（15～64歳）人口割合は持続的に低下し、老年（65歳以上）人口割合だけが上昇し続ける。年少人口割合は2010年の13.0%から2055年に8.4%へ、生産年齢人口割合は63.9%から51.1%へ低下する一方、老年人口割合は23.1%から40.5%へ急上昇する。人口高齢化の恐るべき進行である（国立社会保障・人口問題研究所 2007）。

図1

この人口減少と人口高齢化の根本的な原因は少子化である。少子化とは、出生率が人口置換水準（純再生産率でいえば1、合計出生率でいえば2.07程度）を持続的に下回っている状態であり、わが国では1974年以降その状態を続けている（図2）。実態は単なる持続ではなく、ほぼ一貫して低下の一途をたどってきた（大淵 2004）。

図2

### 2 人口減少と経済成長の鈍化

この人口減少と人口高齢化が将来の半世紀、1世紀を通じて進行した場合、日本経済はどのような影響を受けるであろうか。一語でいえば、日本経済は低成長あるいはマイナス成長の運命にある。経済成長は需要と供給の両面が増大する過程であるが、まず供給要因に対する影響を見ることにしよう。供給要因の中で人口と最も密接に結びついているのは労働供給である。労働力は人口のおよそ6割を占めているので、人口減少はほぼ直接的に労働力の減少をもたらすが、労働力人口は実のところ人口減少が始まる前に減少し始めている。これは1990年代以降の景気後退に起因しているが、今後は人口減少の影響がそのまま現れて、労働供給は図3が示すように着実な減少と高齢化の局面を迎える。この他、図3では明らかでないが、労働力の女性化も進展している。

図3

労働供給とともに重要な資本供給も人口減少によってマイナスの影響を受ける。主要な資本供給源泉である国内貯蓄は高齢化により先細りとなるであろう。また、技術進歩は労働と資本の生産性を変化させる重要な要素であるが、人口減少と高齢化は技術の開発、応用、利用に不利な影響を与えるであろう。

一方、経済成長の需要要因についても、人口減少は大きなマイナス効果を生むであろう。まず、消費需要は人口規模と1人当たり消費の積であるから、人口減少は確実に市場規模を縮小させる。図4は、将来推計人口と年齢別1人当たり消費から民間最終消費支出を推計した結果を図示している。もちろんこれは消費需要のすべてではないが、その大半を表している。それによると、消費市場規模は2005~15年の間ほぼ同一の水準を保っているが、2020年代以降急速に影響が表れ、今世紀半ばには現状の7割程度まで市場が縮小している。こうした消費の伸び悩みは企業家の投資意欲を減退させ、投資需要も収縮するであろう。

図4

このように、人口減少と人口高齢化は需要、供給の両面にわたって負の効果を持ち、日本経済は低成長ないしはマイナス成長の状態を免れないであろう。

### 3 低出生力の回復力

21世紀の日本では、持続的な人口減少と急速な高齢化が不可避である。この傾向が将来も変わりなく持続したならば、日本人口も日本経済も崩壊の道を進むしかないのである。単なる計算にすぎないが、現状の長期的持続は恐るべき将来を予見するのである。もし2000~09年の平均的な合計出生率1.32あるいは純再生産率0.64が今後も不変のまま持続し、平均世代間隔を30.1年とすれば、日本人口はどのような将来を迎えるであろうか。その仮定のもとでは、人口増加率は年平均で-1.483%となるので、総人口は47年で半減、156年で10分の1になる。同じ仮定を継続すれば、100万分の1には932年後に到達する。そのときの日本人口は約120人、生物学的には再生産力を失うので、日本人は事実上、1000年に満たないうちに地球上から姿を消す。

これはあくまで特定の仮定に立った計算上の結果であって、現実離れしているが、現代日本の出生力がいかに低いか、低すぎるかを物語っている。わが国では、人口減少社会の衝撃を軽減する諸方策として、まず外国人労働者の導入、外国市場の開拓といったグローバリズム時代らしい手段を採用すべしとの提案が各方面から打ち出されている。しかし、この即効的な方策は日本の経済社会に複雑かつ深刻な諸問題をもたらしかねない。根本的な是正はやはり少子化状態からの離脱であり、最終的には置換水準への出生力回復を目指さなければならない。これは実際問題としては極めて困難な目標である。

それというのも、日本の現況は合計出生率1.3程度であり、置換水準までの距離があまりに遠いのである。ヨーロッパの国々における出生力もすべて少子化状態にあるが、その水準は高低様々であり、変化の方向も一定してはいない。興味深いのは、英仏、北欧などが比較的高く、合計出生率1.5を割り込むことがない。それに対して、ドイツのほか、イタリア、スペインなど南欧が低く、合計出生率が1.5を大きく割り込んで、上昇の気配がない。試みに、前者に属するスウェーデンと日本の動向を比較してみよう。図5が示すように、日本の出生力は1970年代半ばから一様に低下し続けているが、スウェーデンは合計出生率が1.5に近づくと比較的短期に上昇し、置換水準に接近する。ヨーロッパでもこれほど上下を繰り返す例はないが、現在の合計出生率が1.7から2.0

の間にある国は、低下しても 1.5 以下まで下がらない。日本のように 1.3 以下まで下がると、1.5 以上に高まる動きが生じない。これは単なる経験則であるが、合計出生率 1.5 を割るか割らないかは重要なポイントであるように見える。

図 5

## 4 少子化対策の枠組みと現状

### 4.1 少子化対策の政策的性格

筆者はかねてから人口政策を次のように定義している。すなわち、それは「一国あるいは一地方の政府が国民あるいは住民の生存と福祉のために、人口的、社会経済的、その他の手段を用いて、出生、死亡、結婚、移動など現実の人口過程に直接間接の影響を与えようとする意図、またはそのような意図を持った行動」である（大淵 1976; 大淵 2002; 大淵 2005）。ここでとくに強調しておきたいのは、それが人口的目的を包含している点である。その限りで、本稿で問題としている少子化対策は人口政策であって、それ以外の政策ではないといってよい。それは出生力を置換水準まで回復させることを目的としているからである。

そのことは同時に、少子化対策が数値目標を持っていることを意味している。人口政策がつねに数値目標を有しているわけではないが、この場合置換水準という明示的な目標が存在している。具体的には、現在 1.3 程度の合計出生率を 2.1 まで高めるのが政策目標であるといってよい。この究極的目標が一挙に達成し得ないほど高いことは明白であり、まずは少しずつでも引き上げるのが現実的である。先述したスウェーデンの経験などを見ても、最初は合計出生率 1.5 を目指すのが当面の狙いであろう。

### 4.2 マニフェストに見る少子化対策

1989 年のいわゆる 1.57 ショックを受けて、翌 1990 年に日本政府は厚生省など関係省庁連絡会議を立ち上げ、少子化問題に関心を示し始めた。1995～99 年度に「エンゼルプラン」が少子化対策の第一歩としてスタートし、次いで 2000～04 年度に「新エンゼルプラン」、2005～09 年度に「子ども・子育て応援プラン」が実施に移されている。

この間、「育児休業法」を施行する一方、「少子化対策プラスワン」「少子化社会対策基本法」「少子化社会対策大綱」などを制定して、政府が少子化問題に次第に危機感を強めてきたことを窺うことができる。しかし、少子化についての正確な認識を政府が有しているとは思えず、現行の少子化対策が明確な目標を設定しているとはいえないのである。政府は 2004 年度から『少子化社会白書』を毎年公刊しているが、2010 年度にこれを『子ども・子育て白書』と改称した。少子化対策を担当する玄葉光一郎大臣は、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「『少子化対策』から『子ども・子育て支援』へ」、「生活と仕事と子育ての調和」を基本理念に新しい「子ども・子育てビジョン」を策定したいとしている（内閣府 2010）。

現政権を担っている民主党内閣は 2009 年 9 月の発足後、子ども手当を主軸とする少子化対策を実行してきたが、最近少子化対策という語に違和感を覚えたらしく、白書の改称に見られるように、出生力の回復という本義がますます薄れてきたように思える。しかし、2010 年 7 月に実施された第 22 回参議院選挙では、依然として子ども手当がこの面での主役をなしている。この選挙におけるマニフェストの中で少子化対策がどのよ

うに扱われているかについて、民主党をはじめ、各党が掲げた選挙公約を簡潔にまとめておこう。

表1は、少子化対策を現金サービスと現物サービスに分けて、各党がそれぞれについて主張したポイントを略説している。現金サービスについては、2009年の総選挙を勝利して政権を奪取した民主党が2010年度予算で実現した1人当たり13,000円の子ども手当を中心としており、野党もこの金額に捉われている。やや注目されるのが新党改革で、13,000円は1人目だけで、2人目は16,000円、3人目は20,000円、4人目は26,000円と漸増していることである。着想は面白いが、財源や目的については明瞭な主張がない。2011年度予算を論ずる段階に入って、民主党の主張が若干変化し、子ども手当を2,000円か3,000円増額して、15,000円か16,000円にしたいという意見もある。また、基本は13,000円のまま、3歳未満を20,000円という見解も出されている。本来の主張は26,000円であったが、予算の制約から2010年度は1人当たり13,000円と減額していた。これを若干増額したいというのが現在の主張であるが、いずれにせよ財源不足ではっきりしない。

表1

現物サービスの面では、特記すべきものが見当たらない。保育所の定員増、無償化、待機児童ゼロ作戦などの保育所の充実および子ども医療費の負担軽減あるいは無料化、不妊治療の支援といった旧来からのサービスが列挙されているにすぎない。

さらに重要なことは、少子化対策の目的がまったく明らかにされていない点である。出生力を置換水準まで引き上げるという肝心のポイントが忘れられているだけでなく、出生力を多少とも上昇させることの重要性も明示されていない。政治の世界における人口意識の弱さがはっきりと表れている。

## 5 少子化対策から少子化是正へ

### 5.1 少子化是正の意義

最近、民主党政府は少子化対策という語に違和感を覚えているらしいと前述したが、その是非はともかく、最大の問題は少子化状態を脱すること、つまりは人口政策の意識が皆無だということであり、そうした意識を持つべきではないとさえ考えているように思われる。筆者の立場はそれとは正反対であり、旧来と同じく少子化対策といってもいいが、より明瞭に出生力を置換水準まで回復することを究極的な目標とし、それを実現するために有効な施策を少子化是正と呼んで使い分けることにしよう。

このように、少子化対策と少子化是正の違いはただ一つ、出生力を置換水準まで回復させることを政策の目的として設定するか否かであるといっておく、実態にさほどの差は見られない。政策は政府と地方自治体が法制面の整備と運用を通じて実現されるが、少子化は個人、とりわけ女性の生活や働き方に深いつながりがあるので、雇用慣行など民間企業の果たすべき役割も大きい。したがって、少子化是正策というとき、関係する主体と客体は国、地方自治体、企業、そして個人である。さらにいえば、個人が居住する地域あるいは地域社会も重要な存在である。

少子化是正策は大別して、制度改革と意識改革の2面からなる。前者は主に、政府や地方自治体が法制面の見直しを通じて、子育ての経済的、心理的負担を軽減し、働く女性の出産、子育てを支援する環境整備を目的とする。ここには、雇用慣行の改善など民間企業の果たすべき役割も含まれる。また、制度や慣行が是正されても、それが実地に運用され

る現場で受け入れられなければならない。そのため、職場や地域、家庭において人びとの、とりわけ男性の意識が変わる必要がある。これらの改革個所を順次検討していきたい。

## 5.2 制度改革

### ① 子育て減税の拡充

#### 1) N分N乗課税方式の導入

フランスで利用されている課税方式で、夫婦合算方式あるいは家族除数方式ともいう。日本の課税方式は個人単位であるが、N分N乗課税方式では家族内の所得を全部合算したのち、稼得者数あるいは家族数で割って、その商を基準に課税する。除数に子どもや高齢者も含めれば、累進税率であっても、税額が減少する。大家族ほど有利な税方式である。

#### 2) 扶養控除制度の復活と拡充

2010年7月に子ども手当が創設され、それに伴って、所得税と住民税の扶養手当が廃止されることになった。廃止時期は所得税が2011年度から、住民税が2012年度からである。現在の所得税における扶養控除と廃止後の扶養控除は、15歳以下の子どもが38万円からゼロへ、16歳から18歳が63万円から38万円へ変更される。ただし、19歳から22歳が63万円に変更しない。また、23歳以上69歳までは38万円に変更なく、70歳以上も48万円で、同居の場合58万円で同様に変更しない。

このように、扶養控除制度が廃止され、控除額が変わるのは18歳以下の子どもを持つ親の場合だけであり、子ども手当に対応していることが明らかである。これは所得水準や子ども数、および子どもの年齢によって利害が分かれるので、子ども手当の存在理由がまったく不明瞭となる。これまでの児童手当にしても、その効能ははっきりせず、批判も多かったが、今回導入された子ども手当も同様に費用対効果が不明である。推測するとすれば、扶養控除はある程度以上の所得を得た人びとに適用されるだけで、課税されるほどの所得を得ていない人びとには何の恩恵も及ばない。それに対して、子ども手当は課税最低限以下の所得しか得ていない若い人びとに給付されるので、扶養控除よりも出産時期にある若年層にとって経済的には有益だといえるかもしれない。この点を主張するには、いずれの利益がより大きいかを明らかにする必要がある。

#### 3) 保育費用の所得控除

働く女性にとって、保育費用は子育ての経済的負担のなかでも大きな割合を占める。その負担を所得税控除の対象にできれば、経済的負担の軽減につながるであろう。

### ② 育児休業制度の改善と充実

#### 1) 育児休業期間の延長

「男女雇用機会均等法」が1986年度に施行されて、女性労働に対する支援がスタートしたが、実質的には「育児休業法」が1992年4月に施行されて、わが国でもワーク・ライフ・バランスがようやく企業に浸透し始めた。施行の当初、育児休業中は無給であり、社会保険料の免除もなかったが、その後の法改正で次第に内容も充実してきた。しかし、認められた1年間の育児休業期間も種々の理由により消化することができず、最近可能になった1年半の育児休業も実際に取得できる職種は一部に限られている。ヨーロッパの一部では、この期間を2年、3年と伸ばすことのできる国もあり、見習いたいものである。

#### 2) 育児休業期間の所得保障

育児休業期間を十分に取得できない理由は、それが生み出す所得ロスとキャリア・ロス

である。育児休業中の労働者は制度の制定当初は無給であったが、1995年からは休業前の賃金の25%が雇用保険から給付されることになり、さらに2001年からは所得保障の割合が40%に上昇した。こうして見ると、育児休業取得者に対する経済的支援措置は少しずつ強化されているが、たとえばスウェーデンではその割合が80%ないし90%と高く、出生力を高める効果も歴然としていたが、その後不況の影響で負の方向に振れている。それにしても、わが国における所得保障の程度はなおよいとはいえない。

### 3) 育児休業によるキャリア・ロス

育児休業から復帰したのち、職能に対する評価や査定に悪影響が生じ、昇給・昇進・昇格が遅れることが多い。これをキャリア・ロスといい、日本では一般的である。これがあるために、ことに女性が自己の能力を自負している場合、妊娠、出産および子育てがキャリア・ロスを生む原因になると考えて、晩婚化や晩産化を選択してしまう傾向が強まる。これに対して、スウェーデンの企業ではキャリア・ロスが生じないし、育児休業を取得している従業員に対してむしろ「上乘せ評価」さえ取られるという(島田・渥美 2007, 138-140)。女性労働に関する企業の管理意識あるいは基本的考え方の相違はきわめて大きく、早急に是正すべき問題点である。

### 4) 育児休業期間の代替要員

有能な女性就業者が育児休業を取りにくい理由の一つは、育児休業を取って仕事を離れた女性の代わりが埋まりにくいことである。その女性の業務をこなせる人がほかにいないということである。これは、その企業あるいは組織の人材育成が不十分であることを意味している。この欠陥を改善する手段は、作業のマニュアル化あるいは作業の標準化である。生産現場でも事務作業でも、すべての業務を代替可能なものにしておけば、少数の従業員が育児休業で休んでも、その欠員を補うことができる(島田・渥美 2007, 165-172)。育児休業でなくても、病気や介護など他の理由で一時的に仕事を離れることも容易になるであろう。

### 5) 男性の育児休業取得

現行の「育児・介護休業法」では、育児休業を取得する権利を男女の労働者に平等に認めている。しかし、実際に取得しているのは圧倒的に女性であり、取得者のうち女性の占める割合は女性が99%以上である。育児休業の取得率も制度開始の1999年度の男子0.42%、女子56.4%に比べれば、2009年度には男子1.72%、女子85.6%へと上昇している。政府の「子ども・子育て応援プラン」(2004年12月)では、10年後までにこの取得率を男性10%、女性80%に引き上げることを目標として掲げていたが、女性がすでに目標を達成しているのに対して、男性の場合目標はるか彼方にある。

取得率は多少とも上昇しているものの、日本男性の育児休業はヨーロッパ諸国に比べて大きく遅れている。ヨーロッパも男性の取得率は高いとはいえないが、日本ほどは低くない。わが国でも、「次世代育成支援対策推進法」が2005年4月から施行されており、その中で一般事業主の行動計画として男子育児休業取得者を増大する目標を定めている。当初の対象企業は従業員301人以上となっていたが、2011年からはこれが101人以上に拡大されようとしているが、努力はまだ十分に実を結んでいない。

## ③ 保育サービスの拡充と改善

### 1) 公的保育施設の増設

働きながら結婚し、出産し、子育てをしている女性がかつとも強く望んでいるのは保育

サービスの充実であろう。その希望はおそらく、現行の子ども手当よりも強く、切実である。保育サービスには、保育所、保育ママ、ベビーシッター、ベビーホテル、育児サークルなど多種多様であるが、やはり中心は保育所である。保育所は「認可」と「認可外」に大別され、前者も公営と民営に分けられる。設備や面積、人員配置などで基準があり、それが満たされていれば、公費補助金が交付される。認可保育所は施設面などで優れ、保育料も低い、サービス水準も低い。量的に不十分で、いわゆる待機児童が多数生ずる。

## 2) 公的保育施設の民間委託

満たされない需要に応ずるのが認可外保育所であるが、施設や設備は劣悪で、問題も多いが、多様なサービスの提供で利用者のニーズを満たしている。とくに0歳児保育、夜間保育、病児保育、休日保育、延長保育などを提供しているのはほとんど認可外保育所であり、問題点の是正がなお十分に進んでいない。

この空白を埋める試みの一つが東京都の認証保育所である。都は2001年夏にこの制度を導入した。認可外保育所のうち、施設や人員配置が一定の水準を超えていれば、認証保育所の資格が与えられる。これは一応順調なスタートを切ったといえるが、地域的な広がり が不十分である。

### ④ 公的年金制度の改革

わが国の年金制度は現在、公的年金、企業年金および個人年金の3本柱で成り立っている。公的年金は、社会保険の考え方に基づく相互扶助の仕組みであり、所得再分配の機能を有する。公的年金の財政方式は設立当初、積立方式としてスタートしたが、途中で賦課方式に切り替わったため、現在およそ122兆円余りの積立金が存在するといわれる。そのため、厚生労働省は現行の公的年金を修正積立方式と呼んでいるが、実質は賦課方式であり、現役世代が高齢者世代を支える体制になっている。この方式は経済が成長し、人口構造が安定していれば、しっかりと維持できるが、人口高齢化が進み、現役世代が絶対的、相対的に縮小してくると、年金保険料の収支バランスが急速に悪化して、年金財政は破綻に向かう。

わが国の現況はまさに危機的であり、長期的経済停滞と急速な人口高齢化が公的年金財政を直撃している。したがって、賦課方式を続けることはもはや不可能といってよく、その方式自体を変更する必要がある。賦課方式にも長所があるけれども、人口高齢化が今後数十年加速的に進行することは自明なので、困難ではあるが、積立方式への回帰を試みるしかないであろう。もっとも、これは少子化是正に直接役立つ方策ではないことを留意しておきたい。

### ⑤ 育児保険制度の創設

日本のような民主主義国では、出産や育児のように個人的な行動に国が介入すべきでないという考え方は受け入れられやすく、国民的合意を得ているように思える。このことが少子化対策を論ずる際の問題点の一つとなっている。しかしながら、出産や育児が完全に私的な行動かといえば、必ずしもそうだとはいえないと考えられる。理論的にいえば、個々人の行動が外部性を生み出すときには、私的便益と社会的便益、私的費用と社会的費用との間に乖離が生じ、私的な利益だけを追求していると、社会的には不利益が発生する。このように考えれば、出産や育児のような個人的行動も、それが外部性をもたらすと判断されれば、政策的な介入が正当化されるであろう(大淵1998)。

ところで、社会的には必要とされているのに、市場に任せておくと供給されない財やサ

一ビスがある。公共財がそれである。これは多くの場合、公的部門によって供給され、そのコストは租税によって賄われる。しかし、公的部門にすべてを依存する純粹公共財は比較的少なく、またその対極にある純粹私的財も多くはない。大半はその中間のどこかにある準公共財である。子どもは私的財にきわめて近いが、公共財的な要素を含んでおり、一種の準公共財だといえよう。

このように、子どもは多少とも公共財的要素を含んでいるので、子育ても完全に個人的枠組みの中で行われるものではない。さらにいえば、子育ての社会化が必要なのであり、そのために構築すべき制度が育児保険だと提唱者の山崎泰彦という（山崎 2002）。わが国ではこれまで、人口高齢化に対する政策の構築であり、年金、医療、介護などの諸側面で高齢者扶養の社会化を大きく進めてきた。しかし、育児支援の社会化はほとんど行われてこなかったため、高齢者扶養と同様に、育児支援も個人拠出に基づく社会保険制度によって行うのがよいと山崎はいう（山崎 2002；山崎 2003）。

### 5.3 意識改革

以上で略説した種々の改革案は、その多くが政府や地方自治体の立法や行政に係わる分野に属し、個人や民間企業では対処しえないものであった。制度を変えなければ動かない部分も多いが、企業や地域の側にも改善すべき慣行が数多くある。それを作り出したのは仕事本位の企業社会であり、男性優位の伝統的性別役割分担の考え方である。ここで、改善すべきいくつかの古い意識について取り上げておこう。

#### ① 労働時間の短縮

日本人の労働時間が国際的に見ても長いことはよく知られている。「毎月勤労統計調査年報」によって常用労働者の1人平均月間総実労働時間数を見ると、調査産業計で1970年が186.6時間、1980年が175.7時間であったが、1990年代に低下して、2008年には153.0時間に短縮している。しかし、いわゆるサービス残業の時間が正確に分からないので、その短縮を額面通りに受け取ることはできない。近年、日本経済が変調を来し、雇用情勢が悪化の一途をたどった結果、1人当たりの仕事量はむしろ増大している。デフレ状況がますます深刻化して、賃金が低下する一方、失業率も高く維持されている。

このように景気動向が厳しくなり、若年層の社会意識が徐々に変化してきたといわれても、企業風土は旧態のままで変わっていない。前に見たように、育児休業を巡る制度的変化は近年急速に現れているが、職場の空気は容易に変化せず、長時間労働の慣行も修正されにくい。制度の整備が実効をあげるためには、現場の雰囲気が変わらなければならない。

#### ② 性別役割分担意識の是正

少子化の人口的要因は女性の未婚化、晩婚化、さらには非婚化の進展である。現在の日本で、働く女性が結婚や出産を希望しながら、その実現を躊躇している理由は、職場における過重な労働に加えて、家事と育児の負担がほとんど女性に集中しているというところにある。NHK放送文化研究所の「国民生活時間調査」によると、家事をしている成人女性の率は平日、土曜日、日曜日のいずれも90%以上と高率である。専業主婦は98%以上、有職女性でも平日で87%、日曜日でも91%と高い。男性の率も若干上昇気味といえるが、平日では行為者率が36%、平均時間は46分と短い。土曜日には44%、平均1時間12分に、そして日曜日には55%、平均1時間35分に増えるが、欧米に比べると、はるかに貢献度は低いようである。男性の育児参加も同様に不十分である。



女性の多くがより多くの男性に伍して同じように働きながら、家事、育児の労苦をほとんどすべて負うとすれば、当然不満が募るであろう。男性の意識変革も徐々に進み、その育児休業取得もわずかず増えてはきたが、先進国の中でも欧米に比べれば大きく立ち遅れており、改善の余地が極めて大きい。

制度改革、意識改革ともに、多くの論点があると思われる。現政府が推進しようとしている子ども手当や児童手当、年金や医療保険、雇用慣行の改善を含むワーク・ライフ・バランスの是正、人口教育など論ずべき問題は数多く残されている。さらに、それぞれの施策が出生力の回復にどれだけ有効なのか、その数量的な効果判断も大きな課題であり、本稿ではまったく触れられていない重大問題である。

## 6 少子化是正に向かって

21世紀は人口減少の時代である。それは超高齢化社会の時代でもある。このことは、少子化が持続すれば無論のこと、出生力が早期に反転上昇しても、ほぼ確実に起こるシナリオである。人口減少に対応する経済社会の構造転換が必要不可欠であるが、根本的には出生力を置換水準まで上昇させること、すなわち少子化状態の是正が絶対に必要なのである。

出生率が上昇し、置換水準に戻っても、すぐに人口減少が停止するわけではない。減少のモメンタムが消滅するのに数十年を要するので、たとえば今世紀の半ばに少子化状態が是正されたとしても、人口減少が止まるのは22世紀に入ってからであり、その時の日本人口はおそらく、現在の半分にも満たないであろう。

地球環境の現況は修復不能なまでに傷つけられている。人間が豊かさを追い求めてきた結果、生産量は際限なく増大し、資源は消費され続けている。国連の将来推計人口を見ても、先進諸国はもちろんのこと、途上国すら人口増加率は低下し、世界の人口は定常状態に向かっているように見える。日本人口もいまや持続的な増加を望む必要のない時代に入っている。かといって、減少し続ける状態も望むべきではない。われわれが目指すべきは静止人口であり、その中で穏やかで豊かな社会を築ければ幸いである。

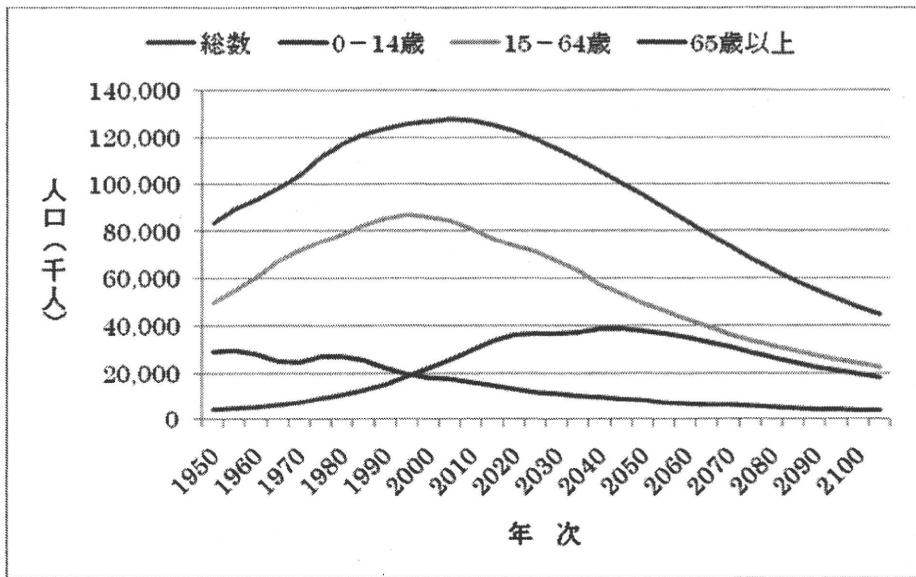


図1 総人口および年齢3区分別人口の将来推計(1950~2105年)  
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所(2007)  
 (注) 将来の出生、死亡の双方とも中位推計を採用。2056年以降は参考推計。

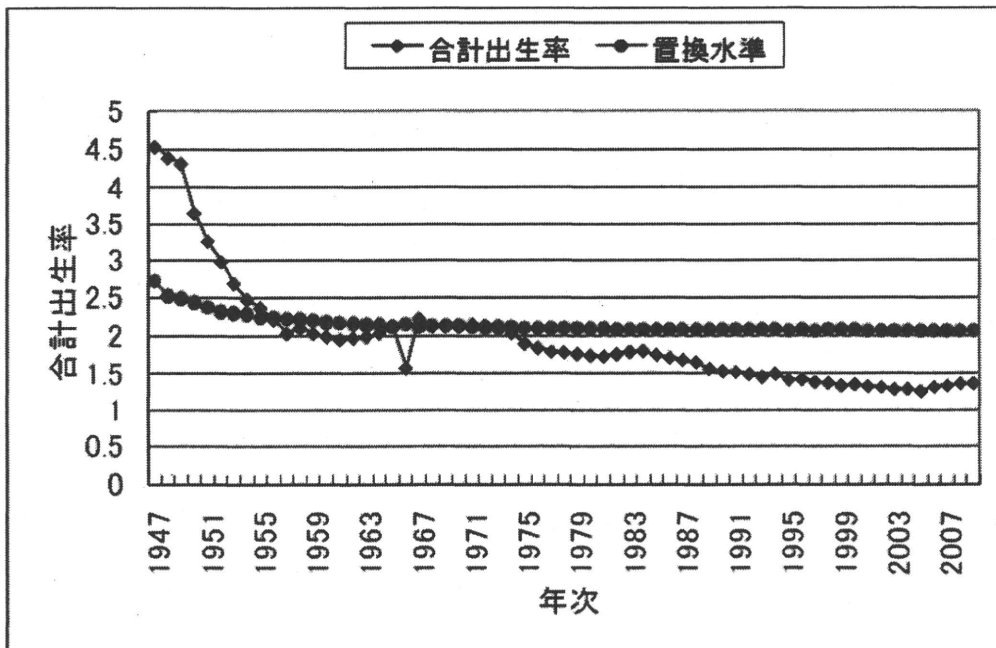


図2 合計出生率と置換水準の動向(1947~2009年)  
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所(2010); 厚生労働省(2010)

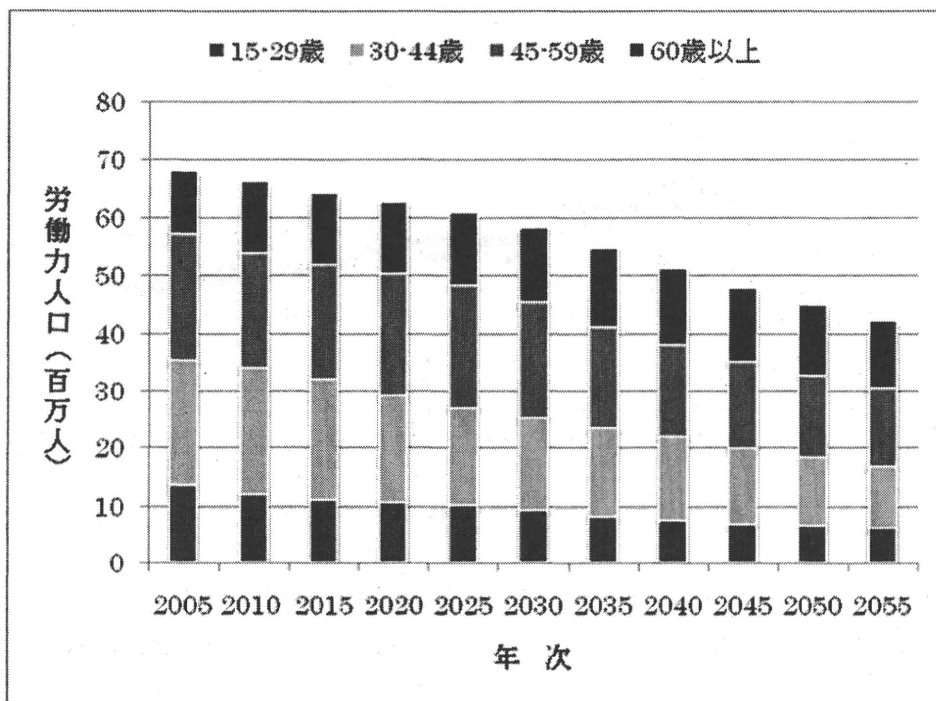


図3 労働力人口の将来推計 (2005~50年)

(資料) 年齢別人口：国立社会保障・人口問題研究所 (2009)

年齢別労働力率：総務省統計局 (2010)

(注) 男女年齢 (5歳階級) 別データをもとに推計。労働力率は2005年以降一定。

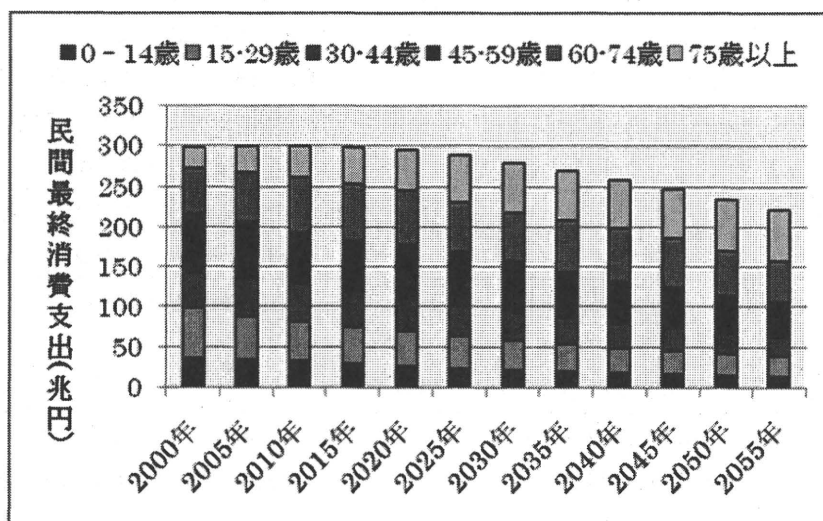


図4 市場規模の縮小 (2000~2055年)

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 (2007)；高山憲之・有田富美子 (1995)

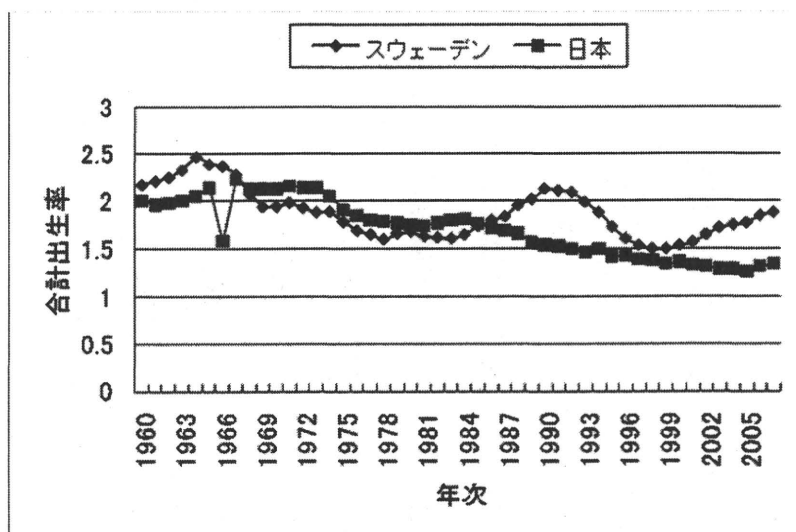


図5 スウェーデンと日本の合計出生率 (1960~2007年)  
 (資料) United Nations (1978) ; 国立社会保障・人口問題研究所 (2010)

表1 2010年参議院選挙マニフェストにおける少子化対策

政党	現金サービス (子ども手当など)	現物サービス (保育所、医療費など)
民主党	月 13,000 円の現金給付 出産・育児一時金を強化	保育所定員増や子どもの医療費負担軽減 不妊治療支援などを強化
自由民主党	財源の裏付けがなく、見直し	保育料、幼稚園費を無料化、保育所の整備を促進、 待機児童ゼロ作戦、子どもの医療費無料化
公明党	出産育児一時金を引き上げ	幼稚園、保育所を無償化。妊婦健診を完全無料化。 子育て世帯の医療費を軽減するため、未就学児から 中学生までを 1 割負担
日本共産党		保育所の整備。保育士の待遇改善、保育料の軽減を 推進。子どもの医療費負担軽減を拡充
国民新党		仕送り減税制度を創設
新党改革	1人目1万3000円、2人目1万6000円、 3人目2万円、4人目2万6000円	
社会民主党	本格実施。中学終了まで1人につき月 額1万3000円	保育施設と学童保育を増やし、待機保育を実現。妊 婦検診や出産に健康保険を適用し、自己負担分も無 償化
たちあがれ日本	子ども手当を凍結。子育て給付付き税 額控除を導入	育児休業期間中の給与を部分的に保障する制度を創 設
みんなの党	子ども手当を見直し。自治体の創意工 夫によって現物給与と現金給付を組 み合わせる	待機児童ゼロ、病児保育の拡充、育児休業取得の円 滑化など子育てしながら働ける環境づくり。幼児医 療の無償化

(資料) 各党のマニフェストによる。

## 資料・文献

- 大淵 寛 (1976) 「人口政策の理論的考察」『経済学論纂』17:4、中央大学。
- 大淵 寛 (1998) 「出産の外部性と人口政策」濱 英彦・河野稠果編『世界の人口問題』シリーズ人口学研究8、原書房。
- 大淵 寛 (2002) 「人口政策の意義と体系」日本人口学会編『人口大事典』培風館。
- 大淵 寛 (2004) 「日本の少子化・世界の少子化」大淵 寛・高橋重郷編『少子化の人口学』人口学ライブラリー1、原書房。
- 大淵 寛 (2005) 「少子化と人口政策の基本問題」大淵 寛・阿藤 誠編『少子化の政策学』人口学ライブラリー3、原書房。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 (2010) 『平成 21 年人口動態統計月報年計 (概数) の概況』
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2002) 『少子社会の子育て支援』東京大学出版会。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 『日本の将来推計人口—平成 18 (2006) ~67 (2005) 年—』平成 18 年 12 月推計。
- 佐藤博樹・武石恵美子 (2004) 『男性の育児休業 —社員のニーズ、会社のメリット』中公新書、中央公論社。
- 島田晴雄・渥美由喜 (2007) 『少子化克服への最終処方箋—政府・企業・地域・個人の連携による解決策』ダイヤモンド社。
- 人口学研究会編 (2010) 『現代人口辞典』原書房。
- 鈴木真理子編 (2002) 『育児保険構想：社会保障による子育て支援』筒井書房。
- 清家 篤・岩村正彦編 (2002) 『子育て支援策の論点』社会経済生産性本部・生産性労働情報センター。
- 総務省統計局 (2010) 『平成 17 年国勢調査最終報告書 日本的人口』上下巻。
- 高山憲之・有田富美子 (1995) 「可処分所得の世代間分配」『経済研究』第 46 巻第 1 号。
- 内閣府 (2010) 『平成 22 年版 子ども・子育て白書』内閣府。
- 山口一男 (2009) 『ワークライフバランス：実証と政策提言』日本経済新聞出版社。
- 山崎泰彦 (2002) 「少子高齢社会と社会保障改革」鈴木真理子編、前掲書、筒井書房。
- 山崎泰彦 (2003) 「少子化社会と社会保障」平成 14 年度厚生労働科学研究・政策科学推進事業発表会「少子化を巡る諸問題について」収録集。
- United Nations (1978), *Demographic Yearbook 1978*, New York.
- United Nations (2009), *The World Population Prospects: The 2008 Edition*, New York.

## II-1. 理想子ども数を達成できない要因は何か？ その差の決定要因と政策ニーズの考察

守泉 理恵

### 1. 研究目的

近年の日本の低出生率の人口学的メカニズムとして、出産の先送り（タイミング効果による出生率低下）と、その先に起こる出産の逸失（クアンタム効果による出生率低下）が挙げられる（守泉 2007；高橋 2010）。少子化対策の検討に際しては、これらの「先送り」と「逸失」に関する社会経済要因の分析とその結果の政策的含意の抽出が重要となる。このとき、「先送り」については、まだ追加出生意欲がある夫婦に生じる現象であり、一方「逸失」は生み終わった夫婦が結果として希望を達成できなかったという現象をさす。日本の低出生率の分析におけるキーワードである出産の「先送り」と「逸失」は、出生意欲の有無をふまえた上で検討する必要がある。

こうした問題意識のもと、筆者は本プロジェクトにおいて、昨年度は追加出生意欲のある夫婦に注目してパリティ別に出産の先送りに関する要因分析を行った。その結果、第1子の先送り意識は大企業勤務の正社員で高く、母親との同近居者で低いこと、第2子の先送りはパート等非正規の妻で高いことが分かった。したがって、出産の先送りを防止する政策としては、第1子の先送り対策には両立支援策が、第2子の先送り対策には経済支援策が重要となるという知見を得た（守泉 2010）。

今年度は、追加出生意欲がない夫婦に着目し、その出生数の決定要因を分析する。夫婦が持つ子ども数は、必ずしも社会経済要因にだけ決定されるものではなく、同じ社会経済属性を持つ層であっても、出生数には差がみられる。その原因のひとつは、夫婦がもともと持ちたいと考えていた数、つまり子ども数に対する需要の違いにあると考えられる。そこで本研究では、夫婦の子ども数に対する需要を理想子ども数でとらえ、これをコントロールしたうえで、その理想を達成した夫婦と、そうでない夫婦を対比するという方法で出産逸失の要因分析を行う。これにより、本来持ちたいと考えていた子ども数（理想数）を達成せずに逸失したおもな要因は何かを探ることができる。そして、ここで見出された結果と、昨年度の出産先送りの要因分析結果をあわせて、少子化対策につながる政策提言を考察する。

### 2. 使用データ

本研究では、国立社会保障・人口問題研究所が2005年に実施した「第13回出生動向基本調査」の夫婦調査データを用いて分析を行う。用いるサンプルは、妻の年齢20～40歳未満の初婚どうしの夫婦とした。その理由の一つは、昨年度行った出産先送り分析の対象とそろえることで、分析結果の解釈をしやすくすることである。もう一つの理由は、40歳未満では、身体的条件上、追加出生の期待がまだ持てる年齢層であるにもかかわらず、「もう

生むつもりはない」と答えて出生を打ち止めにしているため、理想を達成していない夫婦で年齢上の制約以外に何が原因なのかははっきり見出しやすいのではないかと考えたからである。

なお、出生動向基本調査では、「予定子ども数」の定義は、「現存子ども数+追加予定子ども数」となっている。本研究では、追加出生意欲がゼロ（もう生むつもりはない）と答えた夫婦を対象とするため、予定子ども数は現存子ども数と同義となる。

### 3. 「もう生むつもりはない」夫婦の理想子ども数と予定子ども数 （＝現存子ども数）

追加出生意欲のない夫婦について、理想子ども数と予定子ども数（＝現存子ども数）の基礎データは以下のとおりである。

まず、それぞれの平均値を見ると、理想子ども数の平均値は2.41人、予定子ども数の平均値は2.03人である。総数の場合と同様、理想と予定には差がみられ、この原因は、表1にあるように、理想より予定の子ども数が少ない夫婦が約4割いることによる。

表1 理想子ども数と予定子ども数の差の有無

		度数	%	有効%	累積%
有効	理想<予定	78	4.2	4.2	4.2
	理想=予定	1061	56.6	57.5	61.7
	理想>予定	706	37.7	38.3	100.0
	合計	1845	98.5	100.0	
欠損値	不詳	29	1.5		
合計		1874	100.0		

資料：「第13回出生動向基本調査」（夫婦調査）の筆者による特別集計。

理想子ども数と予定子ども数の組合せ別に見てみると（表2）、理想と予定に差がある組合せのうち、最も多いのは、「理想3人、予定2人」である。次いで、「理想2人、予定1人」の組合せが多い。理想3人の夫婦は755組だが、うち、理想通りに持った夫婦は37.5%にとどまっている。一方で、理想2人の夫婦は847組だが、うち予定（現存）も2人なのは74.5%にのぼる。3人目の壁が高いことをうかがわせる集計結果である。

表2 理想子ども数と予定子ども数の組合せ内訳

	度数	パーセント	有効%	累積%
理想1+予定0	25	1.3	1.3	1.3
理想2+予定1	150	8.0	8.0	9.3
理想3+予定1	30	1.6	1.6	10.9
理想3+予定2	427	22.8	22.8	33.7
理想4+予定2	37	2.0	2.0	35.7
理想4+予定3	36	1.9	1.9	37.6
理想5+予定4+	1	.1	.1	37.7
理想0+予定0	50	2.7	2.7	40.3
理想1+予定1	74	3.9	3.9	44.3
理想2+予定2	631	33.7	33.7	78.0
理想3+予定3	283	15.1	15.1	93.1
理想4+予定4+	23	1.2	1.2	94.3
理想<予定	78	4.2	4.2	98.5
不詳	29	1.5	1.5	100.0
合計	1874	100.0	100.0	

資料：表1に同じ。

#### 4. 理想子ども数と予定子ども数の差の理由

「出生動向基本調査」では、理想子ども数より予定子ども数が少ない夫婦について、その理由を直接質問している。理想と予定（現存）の子ども数の組合せ別に、追加出生意欲がない夫婦の選択率を示した結果が表3である。

表3 理想子ども数と予定子ども数の組合せ別に見た、理想子ども数を持たない理由

理想子ども数と 予定子ども数の 組合せ	(標本数)	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	体的負担に耐えられないから	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	高年齢で生むのはいやだから	自分の仕事に差し支えるから	夫の家事・育児への協力が得られないから	家が狭いから	子どもがのびのび育つ環境ではないから	健康上の理由から	夫が望まないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	ほしいけれどもできないから	末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	その他
理想1+予定0	(22)	36.4	9.1	31.8	18.2	13.6	0.0	27.3	13.6	9.1	27.3	27.3	0.0	31.8	
理想2+予定1	(144)	65.3	33.3	27.8	25.7	22.2	13.2	21.5	17.4	10.4	11.8	18.8	6.9	7.6	
理想3+予定1	(30)	60.0	36.7	33.3	13.3	13.3	20.0	16.7	20.0	6.7	6.7	26.7	10.0	10.0	
理想3+予定2	(412)	86.9	29.6	25.2	20.9	19.7	20.4	15.0	13.1	13.1	8.7	4.6	6.6	9.7	
理想4+予定2	(32)	87.5	28.1	28.1	21.9	28.1	34.4	28.1	12.5	12.5	9.4	0.0	12.5	12.5	
理想4+予定3+	(33)	87.9	30.3	39.4	15.2	12.1	36.4	6.1	6.1	12.1	9.1	0.0	6.1	15.2	
合計	(673)	79.5	30.0	27.2	21.2	19.8	19.6	17.1	14.0	12.0	10.0	8.9	6.8	10.4	

注：予定子ども数（現存子ども数）が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦について。複数回答のため合計は100%を超える。不詳を除いた選択率。表側の「+」は「以上」を意味する（例えば、理想1+は理想子ども数1人以上の意）。資料：表1に同じ。



表3の合計欄をみると、突出して選択率が高いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由であり、選択率は79.5%にのぼる。

ただし、組合せ内識別にみると、予定子ども数が0人の場合は様子が異なっており、「ほしいけれどもできないから」「健康上の理由から」「高齢で生むのはいやだから」といった身体的理由の選択率が高い。理想的には1人以上の子どもが欲しいのに、予定子ども数が0人の夫婦の場合は、経済的理由を選択する割合が36.4%に過ぎず、「ほしいけれどもできないから」の選択率が27.3%と高い。子どもを持たないまま追加出生意欲がなくなった夫婦では、不妊がその理由として大きいことが分かる。また、このカテゴリの夫婦では、「自分や夫婦の生活を大切にしたいから」や「その他」の選択率が他のカテゴリの夫婦より高いことも特徴的である。

予定1人の場合は、経済的理由を選択する率が60~65%と高くなるが、「ほしいけれどもできないから」や「健康上の理由から」の選択率も予定2人以上の夫婦よりはかなり多く、経済的理由であきらめている夫婦と、身体的理由により1人とどまった夫婦が混在している様子が見える。

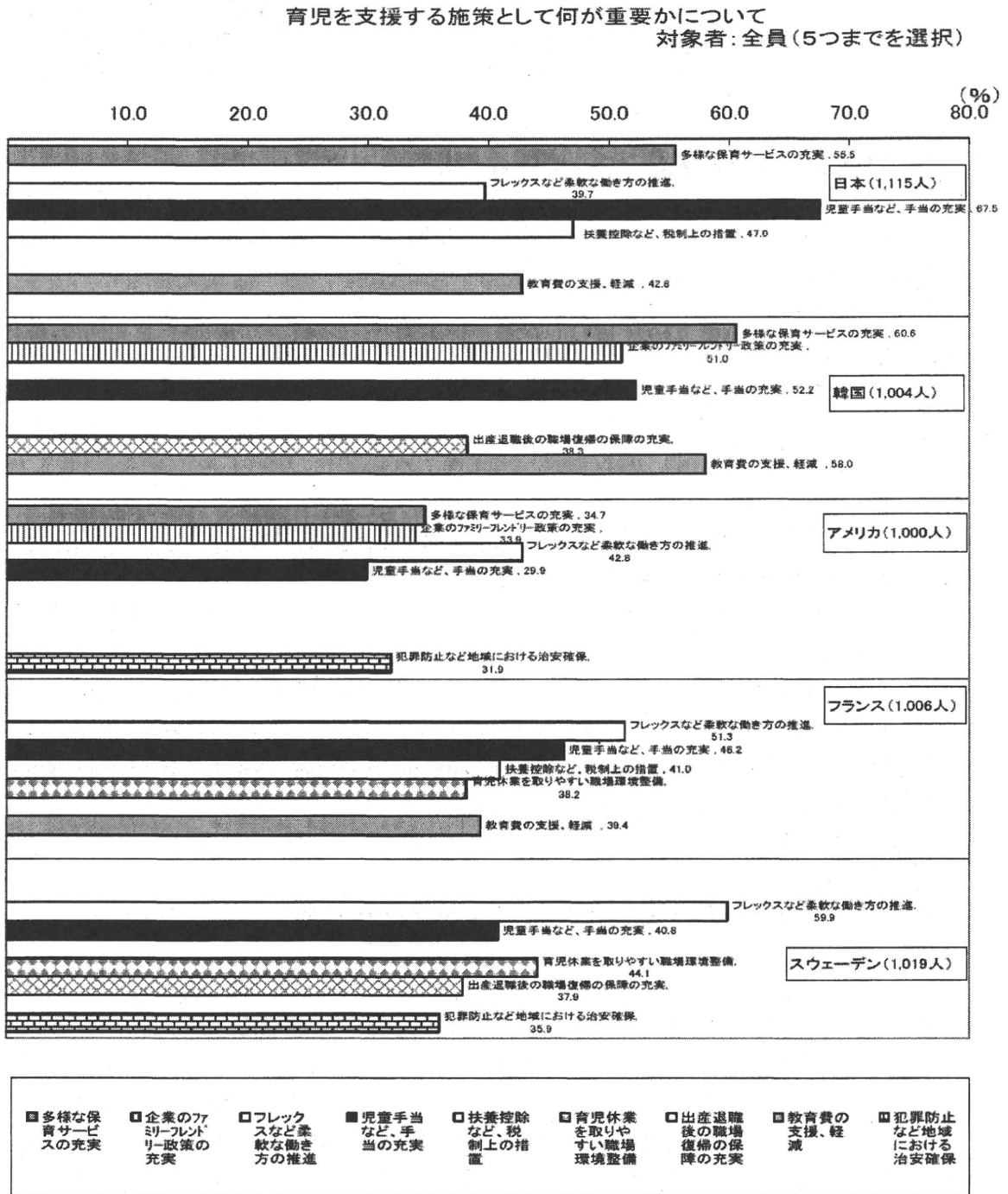
予定2人以上の場合は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の選択率が9割近くを占める。よって、3人以上の子どもを持つことへの主要なブレーキとなったのは経済的理由である状況が推測できる。

以上のデータからは、全体的に、理想と予定の子ども数の差を生んでいる主な要因は経済的理由であるように見える。しかも、この子どもにかかる費用の問題は、理想と予定の差を生む主な理由であるだけでなく、理想と予定が一致している夫婦も含めて大きく意識されており、日本では子どもを持つ家庭の大半で経済的支援が政策ニーズとしてトップに来る（最近では、例えば内閣府2009a、2009bの調査結果）。ここから、「子育て支援には現金給付など経済的支援が重要」という政策含意の汲み取りが行われてきた。そして実際に、現金給付である児童手当の拡充が相次ぎ、2010年には児童手当に代わって、支給期間・支給額とも増やされた「子ども手当」の制度が始まった。

しかし、国際的にみると、こうした現金給付を始めとした経済的支援への高い期待は共通のものではない。内閣府が2005年に行った「少子化社会に関する国際意識調査」によると、日本・韓国・アメリカ・フランス・スウェーデンの5カ国で「育児を支援する施策として何が重要か」をたずねると、日本では群を抜いて「児童手当など、手当の充実」が第1位となっている（図1）。各国で経済的支援の規模やメニューは異なるが、アンケートで「子育ての経済的負担が重い」と回答されている日本以外の国でも、手当の充実は2位以下であることを考慮すると、現金給付へのニーズの高さが日本の特徴であるように見える（内閣府2006）。

白波瀬（2009）は、この内閣府調査のデータを所得階層別に分析している。そして、日本では所得の高低にかかわらず一様に経済的支援へのニーズが高いことを見出した。また、そのほかにニーズの高かった多様な保育サービスや教育支援でも、所得階層によって有意な差がみられなかった。こうした結果から、白波瀬は、日本以外の国では所得階層が低ければ現金給付、高ければ働き方や税制を通じた支援といった具合に、所得階層によってニーズが層化しているにもかかわらず、日本では子育て支援のニーズが層化していないと結論づけている。

図1 内閣府調査による育児支援策のニーズに関する国際比較



出所：内閣府（2006）「調査結果の概要（図解版）」

こうした「ニーズの未分化」という特徴が、日本において子育て支援策のポイントがどこにあるのかを見えにくくしている可能性がある。調査データからは、日本の家庭ではお金の問題で欲しいだけ子どもを持ってないという状況が浮かび上がってくるが、この見方はそのままに受け取って妥当であるといえるだろうか？そこで、本研究では、同じ理想子ど

も数を持つ夫婦同士で、理想を達成できた夫婦と、できずに生み止めした夫婦を比べることで、その原因は何なのか分析を試みることにする。ここでは、家計の所得状況以外にも、結婚タイミング、不妊、就業状況、住宅等の要因も取り入れ、理想と予定の差が生じる原因について検討する。

## 5. 理想子ども数を達成できない要因の分析

分析に当たっては、理想と予定の差がある組合せのうち、サンプル数が多い「理想2、予定1」「理想3、予定2」を取り上げ、それぞれ理想2・予定2、理想3・予定3のサンプルと比較する。分析方法は2項ロジスティック回帰分析を用いる。従属変数は、理想子ども数2人の達成に関しては、理想2・予定2を0、理想2・予定1を1とする(分析1)。理想子ども数3人の達成に関しては、理想3・予定3を0、理想3・予定2を1とする(分析2)。説明変数は、以下の通りである。

- ① 妻の結婚年齢 (R: 20~24 歳)、25~29 歳、30 歳以上
- ② 不妊の心配 (あり=1、なし=0)
- ③ 第1子妊娠時の体調 (悪かった=1、良好=0) ※分析1のみ
- ④ 妻の現在の従業上の地位 (R: 無職・家事)、正規職員 (従業員300人未満)、正規職員 (従業員300人以上・官公庁)、非正規就業 (パート・アルバイト・派遣等)、自営業主・家族従業者
- ⑤ 夫の現在の月収 (R: 60万円以上)、20万円未満、20~29万、30~39万、40~49万、50~59万
- ⑥ 第1子(分析1) / 第2子(分析2) が3歳までの間における夫妻の母親の子育て手助け頻度 (R: ほとんどなかった)、ときどきあった、ひんばん・日常的にあった
- ⑦ 子どもを持つ理由 (子どもの価値) の設問に対する選択数 (R: 1つ)、2つ〇、3つ以上選択
- ⑧ 現在の住宅形態 (一戸建て=1、その他=0)

いくつかの変数について説明を追加すると、②の「不妊の心配」は、過去あるいは現在、子どもができないかもしれないと心配していた (している) 場合を「有」としている。⑥の母親の手助けは、夫方・妻方両方を考慮した変数となっている。レファレンスの「ほとんどなかった」は、どちらの母親からも手助けがなかった場合であり、「ときどきあった」「ひんばん・日常的にあった」は夫方・妻方どちらかの母親あるいは両方の母親から手助けがあった場合を指す。⑦の「子どもを持つ理由」は、9つの選択肢が示された複数回答 (あてはまるものすべて) 形式の設問に対して、つけた丸の数を使用している<sup>1)</sup>。

ここで用いた説明変数は、少子化の要因として指摘されている事項をそれぞれ代表するよう選択した。晩婚化・晩産化にかかわるものとして妻の結婚年齢と不妊の心配や妊娠時の健康、女性の就業について妻の現在の従業上の地位、家計の経済問題について夫の現在

<sup>1)</sup> 子どもの価値の選択肢は、次の通りである。「1. 結婚して子どもを持つことは自然なことだから」「2. 子どもを持つことで周囲から認められるから」「3. 子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」「4. 子どもは老後の支えになるから」「5. 子どもは将来の社会の支えになるから」「6. 子どもは夫婦関係を安定させるから」「7. 好きな人の子どもを持ちたいから」「8. 夫や親など周囲が望むから」「9. その他」

月収)、子育てサポートの有無について母親の手助け頻度、子ども持つことの価値に対する評価として子どもの価値選択数、住宅問題について現在の住宅形態である。これらをモデルに投入し、理想の子ども数と、実際に持った子ども数に差が生じる確率に有意に効果を持つのがどの変数か観察する。

二項ロジスティック回帰分析の結果は、表4に示した。

まず、理想子ども数2人の達成に関する分析1の結果をみると、有意となったのは結婚年齢、第1子妊娠時の体調、妻の従業上の地位、子どもの価値、現在の住宅形態である。結婚年齢は25歳以上の場合に理想数を達成していない確率を高める。晩婚化の効果を示したものと見える。また、不妊の心配ありや、第1子妊娠時の体調が悪かった場合も、理想数を達成していない確率を高める。これらは女性の健康にかかわる問題を示している。

社会経済変数では、妻の現在の従業上の地位において、従業員300人以上の企業または官公庁に勤める妻において、理想数達成確率を高めるという結果が出た。日本では、一度正規職員を辞めると、その後再就職して正規職に戻ることは少ないため、この層は子ども生んだ後もフルタイムの正規職を続けた女性で主に構成されていると考えてよい。ワーク・ライフ・バランスの取り組みや制度利用は、企業規模によって差があり<sup>2</sup>、従業員300人以上の大企業および官公庁の職員においては、子どもを2人持つという理想を実現しやすくなっていることを示しているといえる。

子どもの価値では、多くの項目を選択した夫婦ほど、子ども数2人を達成する確率が高いという結果が出た。理想子ども数の達成には、社会経済要因等とは別の子どもに対する価値観も有意に影響しているといえる。

住宅の問題については、現在、住宅の形態が戸建てで、居住面積に余裕があるとみられる場合に子ども数2人を達成する確率が高くなっている。ただしこれについては、現在の住宅形態であり、子どもが2人の夫婦ほど戸建てを購入しているという逆の因果関係も推定されるため、解釈には注意を要する。

夫の現在の月収や、母親の子育て手助けについては、係数が有意とならなかった。

次に、分析2の理想子ども数3人の達成に関する分析では、妻の結婚年齢と不妊の心配、妻の従業上の地位の3つの変数において有意となった。

結婚年齢では、30歳以上で結婚した場合に、20歳代前半で結婚した場合と比べて、子ども数が2人とどまる確率が4倍に達し有意となっている。晩婚化とそれに伴う晩産化が子ども数3人を実現する大きな壁となっていることが分かる。また、不妊の心配をしたことがある(している)場合にも、オッズ比は1.997であり、不妊の問題も有意に影響している。

社会経済変数では、妻の現在の従業上の地位が大企業正規職員の場合に子ども数2人とどまる確率を有意に高めるという結果が出た。これは理想子ども数2人の達成の分析と係数の符号が反対である。大企業においてワーク・ライフ・バランスの取り組みは進んでいるが、フルタイムで働く妻にとって子どもを3人持てる環境が整うまでには至っていないという状況を読み取ることができよう。

<sup>2</sup> 例えば、「平成17年度女性雇用管理基本調査」によると、出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合は、事業所規模500人以上で87.3%、100~499人で79.0%、30~99人で76.9%、5~29人で58.5%であった。育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無も、事業所規模500人以上で95.0%、100~499人で78.3%、30~99人で58.8%、5~29人で37.1%であった。